

告示

埼玉県告示第四百九十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和二年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 令和二年九月二十七日

埼玉県熊谷市拾六間百十一番地一

熊谷文化創造館さくらめいと

ロ 令和二年十月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ハ 令和二年十一月二十九日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 令和二年九月十日

埼玉県川越市鯨井千五百五十六番地一

川越西文化会館

ロ 令和二年十月九日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ハ 令和二年十一月十一日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円